

お客さま各位

西兵庫信用金庫

でんさいサービス利用規定改正について

平素は、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記のとおり「でんさいサービス利用規定」を改正させていただきます。改正後の規定につきましては、すでにでんさいサービスをご利用のお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

1. 公表日 令和8年7月17日
2. 改正日 令和8年7月17日
3. 新旧対照表（変更される条項のみ記載しています。）

新	旧
第2条（利用資格） （1）債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合 ①当金庫営業地区内に事業所または居所を有すること ②手形交換所の取引停止処分を受けていないこと <u>（削除）</u> ③差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如が認められないこと ④未成年者、または事理弁識能力を欠く者でないこと ただし、親権者、後見人等の同意のあるものは除く	第2条（利用資格） （1）債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合 ①当金庫営業地区内に事業所または居所を有すること ②手形交換所の取引停止処分を受けていないこと <u>③当金庫に当座預金が開設されていること</u> ④差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如が認められないこと ⑤未成年者、または事理弁識能力を欠く者でないこと ただし、親権者、後見人等の同意のあるものは除く
第15条（決済口座） （2）当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし <u>（削除）</u>ます。	第15条（決済口座） （2）当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、<u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u>

以上